

## 「RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い」の概要

日 時：平成22年10月13日（水） 19：30～21：45

場 所：栗東市中央公民館

出席者：（滋賀県） 正木部長、上山次長、岡治室長、中村主席参事、井口室長補佐、卯田主幹、木村副主幹、平井副主幹、鵜飼副主幹、秦主査

\* コンサル2名

（栗東市） 乾澤部長、竹内課長、太田係長、矢間主査

（連絡会） 赤坂、小野、上向、中浮気団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計22名

（傍聴者） 3名

（市会議員）太田議員

（マスコミ）朝日新聞、京都新聞、滋賀報知新聞、中日新聞、毎日新聞、読売新聞

（出席者数 48名）

### 協議概要：

司会：それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。只今からRD最終処分場問題についての周辺自治会の皆さんとの話し合いを始めさせていただきますと思います。会議の始めにあたりまして、正木琵琶湖環境部長からご挨拶申し上げます。

部長：皆さん今晚は。大変お疲れのところをお集まりをいただきまして御礼申し上げます。皆様方の方から調査にご理解を賜りましてから、業者の選定でありますとか、あるいは検討委員会の設置に向けまして、諸準備を進めてまいった訳でございますが、ようやくそれが全て整いました。今日は業者の方にも、建設技術研究所の方にもおこしをいただいている訳でございますが、色々これから具体的に作業等に入らせていただきたいと、そのように思っております。今日は、私どもの方から、実際の調査の進め方等につきまして、ご説明をさせていただいたり、あるいは又皆様方の方からご意見をお伺いをして、今度の30日に開かれます検討委員会、そちらの方にも話を繋いでゆきたいと、そんなふうに思っております。ぜひよろしくお願いを致したいと思います。それと、もういよいよこれから具体的な話に入ってまいりますので、ぜひ、私の方から一点、皆様方にお願いをさせていただきたいのは、お手元のこの次第の裏に、今

後のスケジュールという資料がついていようかと思えます。今後のスケジュール案というのがついていようかと思うんですが、これはこれから色々やっていくにあたってですね、例えばその一番上にあります住民の皆さんとの話し合いと言うことでも、特に期限を何も書かずにさせていただいてる訳なんです、そんな、これからさせていただこうという時に、期限なんか入れるようではとんでもない話もございまして入ってないんですが、実は物理的な制約という点も、実はある訳でございまして、この2番の全体スケジュールというのを、ぜひ皆様方にも頭のどこかに置いていただきたいというように思っております。これを見ていただきますと、もうこれはご承知の通り、産廃特措法というのは、23、24年の後2年半で期限を迎えることになっています。まだ環境省の方でも特措法を延長、云々ということは言っておられないわけなんです、県の方でも、もうすでに、この産廃特措法については延長して欲しいということで、強く本省の方にも要請をさせていただいてるわけなんです、実はこの、法を延長してもらおうと思えますと、これはある意味当たり前のことなんです、当然、環境省等が国会等に、この法の延長を要請しようと思えますと「いつまで延長しなくてはいけないんだ」とか、あるいは「経費がどの位かかるんだとか」こういったことを付けて国会にも要請をする必要が出てまいります。そうしたことから通常でありますと、この期限の前の年ぐらいから、もう、そうした議論がもう活発に行われて、そうした資料等も提出をするというのが、通常のスケジュールでございまして、ただ、このことにつきましては、まだ、私どもも環境省の方と具体的に協議をしたことがございませぬので、実質、何時になるのかは、あれなんです、いずれにしましても、ここにも書いてありますが、23年度に入ったくらいには、環境省等とも具体的な協議に入っていないと、なかなか延長も難しいということがございまして、そのようなことで、私ども、これから検討委員会で色々検討いただく際には、そういったことをご説明もさせていただきますが、ぜひ皆様方の方でも、頭のちょっと片隅にでもおいていただければ、幸いです。これからはよいよ具体の話にも入ってまいりますので、私の方からむしろ物理的な面の制約というのがございまして、最初からこんなこと申し上げると怒られるかも知れませんが、敢えて申し上げさせていただいた次第でございまして、ぜひ、精力的な協議を進めさせていただいて、私どももこの産廃特措法の延長をさせていただいて、その中でしっかりした対策工を取らせていただきたいと、そのように思っておりますので、ぜひよろしくお願いを致します。

司会：それでは、本日はご案内の通り9時半を目処に進めさせていただきたいと思えます。始めにお断りさせていただきます。本日は県、市とRD問題にかか

る周辺自治会との皆様との話合いでございますので、傍聴の皆様方からのご発言は、お受けしないこととして進めさせていただきます。ご理解お願い致します。それでは次第に沿いまして進めさせていただきますと思います。まず第一番目の有害物調査の検討委員会について、ということでご説明させていただきます。

室長：岡治でございます。本日はご苦勞様でございます。私の方から委員会の要綱なり、委員の予定の方々のご説明をさし上げます。座らせていただきまして説明させていただきます。皆さんにお配りさせていただきました1枚ものの、旧RD最終処分場有害物調査検討委員会設置要項、ご覧いただきたいと思えます。内容につきましては、この場で皆さんと今まで委員会のことにつきましてお話をさせていただいた内容をまとめさせていただいたものでございます。

若干説明させていただきますと、骨子と致しましては、有害物調査及び対策工基本方針の検討にあたり、理工学的事項について専門的な意見を反映させる為、設置します、いうところでございます。そのために、第2条所掌事務でございますが、「委員会は、その趣旨を達成するため専門的な見知から助言を行うものとする」ということございまして、何に対して助言をいただくかということですが、第2条(1)でございます。「旧処分場における廃棄物および地下水等の調査の実施、ならびに調査結果の評価」、これにつきまして助言をいただくと。2番目につきましては、「合理的な対策工基本方針の検討」、それについて助言をいただくと。(3)につきましては、それに、「趣旨の達成のために必要な事項」につきまして助言をいただくというものでございます。

組織でございますが、今までから、この場で色々お話、相談させていただきました通り、学識経験者5名以内をもって組織するというものでございまして、委員長、副委員長をおいてということでございます。

任期でございますが、これも日を入れないといけないということでございまして、委嘱の日から23年3月31日まで、今年度末までということとさせていただきます。ただ、必要に応じて延長させていただくということで、それまでに、この目的を達成しない場合には、延長をするということと考えられます。

会議でございますが、第5条に書いておりますが、非常にあとで説明させていただきます、右の方に委員の予定者の名前を書かせていただいておりますが、非常にお忙しい委員の方々に無理をお願いを申しました。なかなか集まっていられない時もございます。こういうことから「会議に出席出来ない場合には、文書等により意見を述べる事ができる。」と、この第5条の2項でございますが、こういうようなことで、出席しなかったら終わりということでは非

常に具合悪いので、事前に内容を見ていただいて文章、あるいはメールで意見をいただく、ということもしていきたいなあと考えております、というような委員会ということでございます。委員の予定者、右の方でございまして、先程5名、50音順に並べさせていただきました。この5名の方でございまして、大嶺さん、九州大学の大学院の方でございまして、廃棄物の地盤工学を専門とされておられまして、廃棄物学会とか地盤工学学会でご活躍されている先生でございまして、小野雄策さんでございまして、日本工業大学ものづくり環境学科の教授でございまして、廃棄物処理処分工学を専門とされまして、廃棄物最終処分場土壌汚染調査などの研究をさせていただいている先生でございまして、次の梶山正三さんでございまして、地元からご推薦いただいた先生でございまして、理学博士で元東京都の公害研究室で勤務されたということで、皆様方から推薦をいただいたわけで、私の方から紹介をさせていただくというふうなことではないかなと思っておりますが、梶山正三さん、非常にお忙しいところでございまして、何とか就任をお願いしまして、承諾をいただきました。大東憲二さんでございまして、名古屋にございまして大同大学の都市環境デザイン学科の教授でございまして、地下水学、それとこれから関連します、環境地盤工学の専門の先生でございまして、それから樋口壯太郎さん、福岡大学の大学院工学研究科の教授でございまして、廃棄物工学を専門として、さきのRD最終処分場問題対策委員会の専門部会の部会長としていただいております。以上5名の方に就任をお願い致しまして、承諾をいただいたということでございまして、

それから、次に第1回の委員会の関係でございまして、先程見ていただきましたスケジュールの紙の表側に綴じさせていただきましたが、すみません。スケジュールを綴じております、もう一枚の方の裏側でございまして、次第の裏でございまして、非常にお忙しい先生の日程調整をさせていただきます、10月30日に委員さんの都合を聞かせていただきまして、10月30日に開催をさせていただくということで、させていただきますと思います。非常にお忙しい方々ですが都合を付けていただきまして、今のところ全員出席していただくということでございまして、この日は、この栗東市の選挙の投票日の前日でございまして、非常にお忙しい日でございますけれども、これを逃すと次の日がなかなか調整が合わないということで、ご理解お願い致したいと思っております。場所は、JR琵琶湖線の栗東駅前のウィングプラザということでございまして、自治会の皆様の意見を聞いてもらおうという機会を設けると言うことでございまして、この場所、もっと近い場所をと考えておりましたけれども、投票日前日と言うことがありまして、市の施設は使えないということもありまして、車のおける場所を探しておりましたが、なかなかちょっと近くに無いので、遠いですけど、申し訳ございませんけど、よろしくお願い致します。当日の予定でございまして

が、ここに書いておりますように、12時～12時45分まで、まず現地にきていただきまして、現地で説明をさせていただくということを考えております。12時45分から、ウィングプラザの方に移動いただきまして、昼ご飯を食べていただきまして、1時半から4時まで下に書いているような内容で進めさせていただきたいと考えております。委嘱状を知事から交付いただきまして、1時半から4時までの間の中のまず委嘱状を交付したり要綱の説明、委員長、副委員長選任、これは30分くらいかかるかなと思っております。それと、既存データの説明、調査計画素案についての説明、これも簡単にやりまして、時間を取らせていただきたいということで、なるべくこの番の素案に対する周辺自治会住民意見聴取というところを時間を取らせていただきますと、これに1時間半位の時間を入れさせていただきたいなと、こう考えております。当日は小1時間半という時間、なかなか短いと言われることになるかもわからないのですが、調査の実施に関しまして、意見をいただくということでございますので、そのような部分で絞っていただきまして、簡単に説明をいただくということでございまして、今、うち、又きちっと、書いたものでご連絡させていただきますが、各自治会、自治会長を含めて3名以内ということで、3名以内の方 $3 \times 7 = 21$ 名の方を、意見を言っていただく席を作らせていただく、と考えております。それで各自治会を代表していただきまして誰か調査についての意見を言っていただくと。あとの二人の方も時間があつたら言っていただくということで、各自治会10分以内で意見をいただきたいなと思っております。各自治会10分ということは70分かかる訳でございまして、1時間10分かかる、ロス時間も含めると、1時間半にはならないけれども、そこそこ良い時間にはなるのかなと、まあ、意見を言わないという自治会ももしかしたらあるかも知れませんが、その辺は時間が余ってまいりますと又、言い足りないところに言うていただくと、いうことになるのかなと思っております。効率よくポイントを絞って、ご意見を、調査に関してのご意見をいただきたいなと。対策工に関しての意見は2次調査の評価というところへんで、意見を言うていただける機会を設けるようにしていますので、調査の素案に載っていないというようなところも、調査に関しての意見を言うていただくというようなことで、よろしく願いをさせていただきます。自治会の中でその辺は有効に使っていただくように、まだ日がありますので、意見をまとめていただいて、効率よく意見を言うていただけるようによろしく願います。又、細かい話になりますが、ウィングプラザってご存知でしょうか。栗東駅前で駅からずっと歩道橋みたいになってまして、アルプラザと、こう2つに分かれたところで、4階にボーリング場がございまして、ボーリング場と同じ階のところに大きな会議室がございまして、そこでやるつもりでございまして。ウィングプラザの同じ建物に、

立体駐車場が引っ付いておりまして、立体駐車場から直接そこに入っていくことができます。4階建てなので、一番上の階からということで、思っています。なかなか立体駐車場って入りづらいことでもありますので、又、その辺は細かい話ですので、ご案内をさせていただきますのでよろしくお願いします。

それから、次、委員会の関係等決めまして、先程部長が申しました午後のスケジュールにつきまして、若干進めさせてさせていただきます。今まで見ていただきましたのと、若干変わっておりますのは、第1回、10月30日の予定の分でございますが、まずは現地確認していただいて、既存データで説明させていただいてというところで、1回目終わってですね、2回目で住民さんの意見を聞いていただくというようなことを考えておったんですけども、なかなかそれをやりかけると、もう日が経ってしまっているということもございまして、できるだけ早く資料を見ていただいて、頭に入れていただいて、長々とこの場所でうちが説明するというのもあれなんで、簡単に説明していただいて、ここで住民さんの意見を聞かせていただくということで、今まで、2回分を1回とさせていただきます。それを、意見を聞いていただいて、又、会議のところで委員さんの助言をいただく。ここで1次調査の案をうちの方で考えまして、又、皆さんのこういう所、場所へ出させていただきますして、了解を得たい。それを、了解を得られたら、第1調査に入ると、というようなことで進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それで、先程も部長も申しましたように、前の時には書いておりませんでしたけれども、環境省協議開始と書いております。この辺である程度うちの概略を伝えていく必要があるのかなということを考えておりまして、又皆さんと一緒に協力をいただきまして、考えながら早く対策ができますように、進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

司会：ご意見ご質問等ございましたら、どうぞおっしゃって下さい。

住民：            ですけれども、環境省の協議開始が23年度の図から見ると春先という、くらいかな、ということなんですけれども、この間、環境省との協議はやっていないんですか。

室長：はい、今の件ですけれども、環境省とは当然、連携を取りながらやる必要がありますので、色々情報交換しておるんですが、協議と申しますのは、先程言いましたように、具体的なものを環境省にお示しをさせていただくの、これ位の時にお示しさせていただかないと、環境省も法改正の準備と致しまして、RDはこうやということ、環境省に把握していただいてですね、あとの12

の先行の事例の進捗状況なり、あるいは、うち以外にまだ計画が承認されていないところも含めまして、この特措法のこの期限をいつにしようかと、その間にいくら要るのかなと、というようなところを掴んで、

住民：ということは、ここの環境省の協議は対策工に関する協議をこの時点でスタートさせるってこと。

室長：はい、対策工基本方針を決めていってですね、そういう概要を環境省にお伝えしていけるのがその位になったらと、いうことでございます。

住民：ということは、23年度の頭というか、だから来年の5月6月ぐらいまでには対策工はまとまるという、そういうこと？

部長：そこまでですね、物理的にはきっと難しいんだろうと思うんですね。ただ、今、私もさっき申し上げたようにですね、一方で法延長をしてもらおうと思うと一定の具体的なものをセットでこう、要望しなければいけないと、しかも、どうも聞いていると全国的にその話題になったような大きな事案ですね、まだ環境省協議に入っていないのは、うちくらいのようなのです。何か、隣の三重県も2つほどあったそうなんですが、いよいよもう協議に入っていると聞いておりますので、そうしますと、じゃあ滋賀県はいつになったら、どの位の規模で、どういうふうなあれををするんやと、それがないと皆のが出来ないじゃないかと、こういう話になってまいりますので。それで、ただ、環境省の方にも延長するともしないとも言っていないものですから、今何時までにどんなものを出せば良いんだというところまで、聞けてないんです。又、向こうもお答えはいただけないものですから、なんですが、きっと少なくとも6月は、通常ですと概算要求は8月ですので、県の概算要求がですね、普通に考えるとその頃にはなにか、そういうふうな話を持ってこいというのが普通だろうというように思っていますので、そういった時に何処までの日を言われるのかは未だ判らないんですが、ただ何らかのやっぱり大体この位でとかいう話がないと、とてもじゃないけど、何を言ってるんだと、こういう話になるのかな、こういうふうに思っています。ですから、どこまでいるかというのは、まだ我々も承知してないんです。

住民：ようするに8月の概算要求に向けて、対策工がどの程度固まりつつあるのかということ踏まえて環境省と協議を開始すると、そういうことですね。それ以前には環境省とのやり取りは、僕は行政と行政の関係はよく解らないんだ

けれども、連絡は取ってらっしゃるんですね。情報はその都度交換されてる訳だから、それは協議とは言わないわけね。

部長：それは事前調整みたいなものですので。

住民：ふうん

部長：実際にじゃあ、大体どの位でとかですね、ベースはこの位でとかいうのを持っていかないとですね、何も無しに、ただ延長してくれと言うことはですね、そんな話では国会はととも通らないところなんです、ただやっぱり、ある程度具体のものを言わないとですね、という、それが本当に始まるのがそのくらいには、普通だとその位から始まるのかなと予測しています。

住民：ちょっと危惧しているのは、前回のRD問題の対策委員会ですね、あの答申ができる前に、県と環境省の間で、どういう様な対策工を想定して答申が望ましいだろうかと協議をね、やっていたということが後で情報公開で判って、答申ができる前に、もう裏の方で行政側の話ができているのかというような気もしたんですけども、そういうようなことはないですね、今回は。

部長：というより、まだ全然具体の話セットを持っていけないとですね、協議になりませんので、今我々が環境省なんかとやろうとしているのは、むしろ、まずは、法延長をぜひともして欲しいと、こういうひたすら要望の話で、逆に今地元とはどういうような話になってますとか、こういうことをこまめに報告しながらですね、とにかく法延長のために色んな、関係機関にも当然、環境省も働きかけしないと、難しいですので、そういうことをぜひやってくれという、協議というより、当分は要請をしていくことになるだろうと思います。

住民：その協議開始時点では、環境省とこういうような話合いをしますってことを、我々には言っていただけますよね。

部長：全然そんな、隠すことは全然ありませんので、

住民：前は隠されてる、裏で、こう話がまとまったたというような疑惑がありましたので、それをちょっと危惧したんですけど。

部長：ちょっと私も前のそれ、知らないんですが、そんな別に隠さなあかんこと



全然ありませんし、むしろ逆に応援してもらわないといけない話だろうと思いますので、地域の皆さんの声も届けないと、これなかなか、むしろ環境省も重い、動きが鈍くなっちゃいますから、むしろぜひ応援をしていただきたい話だと思いますから、それは逐一報告させていただきます。

住民：わかりました。

司会：他、ございますでしょうか。

住民：委員会にオブザーバーを置くことができると書かれておられますけれども、わざわざ、本項にこういう内容を入れられる意味は、それとオブザーバーの役割ってのはどんなもんなんでしょう。

室長：先程、それをちょっと飛ばしてしまいましたけれど、あまり深い意味はないです。先程私、説明を抜かしてしまっただけかも知りません。すみません。会議の第5条の3項にですね、「必要に応じて委員会の会議に委員以外のものの出席をもって意見を聞くことができる」これ、ここの話し合いの中でも出てきましたが、委員さんの専門以外の話を聞く必要があるなということだと、ここに来ていただいて、委員さん以外は聞かないよと言うんじゃなくて、来ていただいて聞くことができますよと、こういうように入れさせていただきました。それと比べて第3条の7のですね、オブザーバーというのは、例えば近畿の、環境省の近畿の事務所の方に、こんな状況ですよというのを聞いていただくとか、環境省がもしも日程が合えば、どんな状況か見に来るとかですね、その方々を傍聴のとおくおくのじゃなくて、オブザーバーとして、その環境省と札を立ててですね、環境省とは限りませんが、札を立てて場所を作って聞いていただくということで、そこで意見をもらうとかいう話には考えておらんのですけども、そういうイメージで思っております。委員さんとして、委員さん以外の方の意見を聞くとかいう、それとは次元が違って、状況を把握していただく、そういう方、ちょっと他にもっとあるかもわかりませんが、そういうオブザーバーとして席を設けて座っていただくということを考えています。

司会：他はございますでしょうか。それでは、又後ほどご質問いただければ結構か思います。では次第に沿いまして続けさせていただきますと思います。次第の2番目でございます。有害物調査検討業務委託についてでございます。本日、受託業者でございますが、株式会社建設技術研究所の方が来られておられますので、お名前だけご紹介をさせていただきます。林さんと湯浅さんです。

コンサル：皆さんお世話になります。この度、旧RD最終処分場の有害物調査を担当させていただくことになりました株式会社建設技術研究所の者でございます。私、監理技術者を担当致します林でございます。それと担当の湯浅でございます。どうぞ、よろしくお願い致します。

司会：ありがとうございます。では内容につきまして、うちの方からご説明をさせていただきます。

室長補佐：そうしましたら、既存調査結果の概要と有害物調査の進め方、概要ですけど説明させていただきます。この両方の資料ともですね、30日の委員会までにはもっと固めていくんですけども、現在ちょっと途中段階のものだということ、決してこれが完成版ではないということはお断りさせていただきます。ただ、うちが今こういうことで思っているということは、分かっていたかなということ、ご用意いたしました。まず、既存調査結果の概要の方でございますけど、これは中身につきましてはすでにデータの的には全部、皆さんよくご存知のものだと思いますので、簡単に説明させていただきます。1ページとかは所在場所とか写真がありまして、2ページが、前回うちの方で出しました基礎データだったかな、それと同じもので経過とこれまでの調査の一覧。それから3ページが昭和40年代50年代からの処分場の写真と図面の変遷がずっと書かれて示しております。4ページが廃棄物の埋め立て状況ということで幾つか番号を振りまして、この場所でこういう調査をやったと、廃棄物の、有害物の分析結果はこうでしたという辺りを。この4ページの表-2、表-3は平成13年から18年度、5ページの表-4、表-5の方は平成19年度の対策委員会をやりながらの調査の結果、溶出量と含有量の試験結果をお示しております。次に6ページでございますが、これは地質等の状況ということで、廃棄物の下に粘土層と砂層があると、7ページの方を見ていただきますとそのうちの何方所かで廃棄物と下の砂層、帯水層とが接しているところが確認されているというようなことをお示しております。これもすでに出ている資料でございます。7ページから浸透水の状況ということで8ページが浸透水の分析のデータが書かれておりまして、この色が付いておりますところが基準値超過したもの。9ページが経年変化ということで書いております。これで例えばヒ素なんかで縦に2つ書いて低濃度部拡大ということで、「何で2つ並んでいるのか、片方だけでいいのではないか」と思われるかと思うんですけども、これは後の方の地下水のグラフ、13ページでございますけれど、13ページのヒ素の方を見ていただきますと、21年とかで、非常に大きい値が出てるのがございまして、スケールを下の環境基準がある付近を大

きくしたようにしますと、最大値が表記出来ないということにもなりますので、全体表記できるものと、もうちょっと環境基準辺りの値が解り易くしたのと2つ並べまして、それに併せて9ページの方もグラフを2つ並べさせていただいたということでございます。9ページの方、上の方に一応場所とかもお示ししております。なかなかこれだけでは、処分場の何処でどんな状況かということはなかなか掴みにくいかと思えますけれども、その辺も含めまして、これから既存データの資料を解り易くということですので、そういうなのを、もうちょっとこれも充実させていきたいというふうに考えております。10ページもその続きでございまして、それぞれこれまでにしております項目ですとか、pHですとか、EC電気伝導率等の経年変化を示しております。11ページからは地下水の状況ということで、図-13は9月、8月にお示したものでありましたが、Ks2帯水層の地下水の流れというのをお示ししてるのと、その下は地下水位の1年間くらいの変化を示している。その隣11ページの図-15がヘキサダイアグラムということで、中の溶けているイオン濃度ということで、どのようなものが溶けてるかという傾向を、分けてまして、ここの波線で5つ分けてますけども、処分場内で、あと南側、東側、北東側、北西側ということで、南側、東側、近くの上流側は本来の地下水組成と見られて、で当然処分場内は浸透水の影響はありますし、下流の北東側、北西側については影響を受けてるとみられるというようなことをざっと見ていただくための図面でございます。12ページが先程の浸透水に対します地下水のモニタリングの結果ということで、13年度から21年度のデータをまとめたものでございます。これの経年変化ということで13ページ14ページに書いております。これ先程申しましたが、非常に大きい値が出てくるものがございまして、それ全体を表すグラフと環境基準付近の値がどうなってるかという辺りを拡大したものと2つ縦に並べて書いております。あと、最後でございますが15ページが、左側がガス、地温の状況ということで、これまでにした硫化水素の状況ですとか、メタンガス、その他のガス、地中温度の、これまで、平成12年度とか19年度の状況とが言葉で書いてあると。それから、図-17は11年から12年にかけて測定した硫化水素濃度の等濃度線図ということで、等濃度線図が書けるほどのデータがこの非常に硫化水素が出て問題になった時期のものしかないのをこれを載せております。今年度これから調査をしていく中で、現在どうなっているかということも明らかになってくるかと考えております。あと、右側の元従業員の証言の整理と、これも前回お示し致しましたものと同様でございまして、未調査区域というピンク色の部分が2箇所あるということをお示したものでございます。

そうしましたら、引き続きましてもう一つの資料、真ん中に説明資料と大きく書いてますA3のものですけれど、これについて説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、二枚ほどめくっていただいて、1 - 1ページでございますけども、有害物調査の進め方ということで、(1)基本的な考え方、これ3つ書いておりまして、有害物をできる限り除去することを盛り込んだ対策方針を最終決定するための調査であると。2番目としまして、既存の調査に加えて新たなボーリング調査等による詳細な有害物調査を行うと共に、元従業員等の証言に基づくドラム缶調査を行う。3番目としまして、調査の内容については、有害物調査検討委員会の助言を踏まえ、又周辺自治会の皆さんとの話し合いを進めながら、決定していくということでございます。次に下の(2)の有害物調査の進め方ということでございますが、これはこの右側のフロー図と言いますか、図 - 1 . 1これと合わせて見ていただくことになるんですが、この右側の図 - 1 . 1は、一番左側が有害物調査手順ということで、こういうような調査をやりますよと。真ん中が検討事項で、こういうことを検討、あるいは評価しますよと。一番右側が有害物調査検討委員会、あるいは、周辺自治会の皆さんとの話し合いということで、真ん中の検討事項で検討して、それを踏まえて、有害物の調査をしていって、その結果を評価して、又調査を進める。それぞれを進めていくのに有害物調査検討委員会なり、自治会の皆さんとの話し合いを行ってそれを助言なりご意見をいただきながら進めていくということをお示ししております。こっこの図の方で説明させていただきますと、まず、真ん中の検討事項の一番上に調査区画の設定ということで、有害物範囲の検討をするための調査区画を設定すると。ここに図 - 1 . 2とございますが、これが1 - 3ページの図でございます、いわゆる30 $\mu$ メッシュです。これまでに昨年度ですか、うちの方が仮に決めたということでお示したのも、30 $\mu$ メッシュでしたが、向いてる向きが違うかと思えます。これ、前のものは対策委員会で60 $\mu$ メッシュになったものに縦横向きを合わせたような形だったんですけども、これは18～19年度にかけて行いました調査の縦断図、横断図の向きと合わせてメッシュを切っているということで、こうすることによりまして既にあります縦断図とか横断図等のデータが使ってより合理的にデータの整理がしていけるかなということでこういうふうにメッシュを切らせていただきたいということで、考えております。ここの網掛けがしている部分は半端なところがちょこちょこ出てきますが、これは隣の区画に入れたりして一つのものに見なしてやると。どれを見ていただいてもあんまり元々の30 $\times$ 30よりも大きくなってるのは、ウ - 6くらいかと思えますけれども、そんなに大きくなってるのは無いかと思えますが、こういうような形で全部で65区画になるんですけども、それでメッシュの方を切らせていただきたいというふうに考えております。戻っていただきましてそれで区画の設定を終わりました、それに有害物調査手順のところの一番上にあります既存調査結果の整理あるい

は元従業員の証言の整理というやつを整理しまして、これを調査の区画に落とし込みまして、今回の調査で調査すべき区画あるいはその区画でどういうことをするかという辺りを決めていくということになります。次の3番目で検討事項の2つ目の箱ですけれども、調査フローあるいは初期調査の内容を決めるということでございます。調査フロー、図-2.1というのは2-1ページにございますが、これは又あとで、これ1番今回、要になることかなと思いますので、あとで細かく説明をさせていただきたいと思います。1-1ページに戻っていただきまして、調査フローを決めて、初期調査の内容を決めると。初期調査とはどんなものかといいますと、この左の有害物調査手順のところの上から3つ目4つ目の箱になります。上に初期調査と書いておりますが表層ガス調査と既存コアの確認ということで、これを初期調査としてやりたいと考えております。これも詳細については又、先程の図-2.1のところの説明で申し上げます。この辺りまでを、今度の第1回の委員会で説明をさせていただいて、助言をいただいきたい。また当然、住民の皆様からご意見をいただきたいということについても、この辺りを中心にご意見をいただきたい。後で申し上げます図-2.1についてのご意見をいただくことが主になるのかなというふうに考えております。これで、初期調査が終わりましたら、真ん中の検討事項の3つ目の箱にいきまして、初期調査の評価、そして1次調査の内容を決めていくということで、これで委員会の助言があれば自治会の皆さんの意見をいただいてこれでいくということが決定しましたら、左の方のちょっと青い色がついておりますところですが、1次調査ということで、いわゆる30㍍メッシュでの調査、ボーリング調査あるいは試掘調査、既存コアの分析、廃棄物分析、孔内ガス調査、又、ドラム缶調査としてケーシング調査あるいは試掘調査等を行っていくということで進めていきたいと。これらの調査の結果を、解析を致しまして、その上で真ん中の検討事項のところへ行きまして1次調査の評価、2次調査の内容を決めていくということになります。それで、このボーリング調査をしたボーリングの孔の幾つかは井戸として使うということをお約束いたしますので、一番左側の欄の1次調査の下に地下水観測、浸透水・地下水分析というところがございますけれども、ボーリング調査した孔の幾つかを井戸として使えるように仕立てまして、地下水の観測あるいは浸透水・地下水の分析をやっていききたいというふうに考えております。これらの採水方法やあるいは分析方法について、委員会の皆さんの助言、あるいは自治会の皆さんのご意見をいただいて決めたと進めていくというふうに考えております。これらで、今、1次、2次調査の内容のところまでできましたけれども、これで2次調査の内容が決まりますと、次にこの左側の青いところの2次調査というところにいきまして、10㍍調査区画いわゆる10㍍メッシュでのボーリング調査等によりま

して、有害物の範囲を調べて絞り込みをしていくということになります。これも終わって調査が終わりますと又真ん中のところへ戻りまして、2次調査の評価で有害物範囲の確定をします。ここまでがいわゆる有害物調査でございます、これらが全て終わりましたら1番下の対策工基本方針の検討に入っていくということでございます。これが全体のフローでございます。

めくっていただきまして2 - 1ページは何で30㍍メッシュにするかという、これはもう、住民の皆さんの方がよくご存知かも知りませんが、産廃特措法の基本方針環境省告示第104号というのがございまして、この中に青い字で書かれておりますが、30㍍四方の格子に区切って直方体のブロックに分割するというのも書かれておりますので、こういう、30㍍メッシュでやりたいと。向きにつきましては先程も申し上げましたが、ここのところに書いておりますが、既存の縦横断面図を有効に活用出来るように、今既にある縦断図や横断図の向きに合わせてメッシュを切るということでございます。の格子区画のうち対策実施範囲の3割程度の半端な区画は隣接する区画に統合するというのは、先程も申しましたが、この1 - 3ページの網掛けになっているところで、半端なのが出た場合は隣とくっつけるということでございます。格子で表現出来ない範囲(証言によるドラム缶埋設想定範囲等)は格子とは別の範囲で徹底するというので30㍍メッシュで切ってこの区画はどうやというような評価とは別に、従業員の方の証言なんかによる「ドラム缶がここにあった」ということでの範囲の設定は別で考えて、それを重ね合わせてどのような対策をするかということを決めていくということで、証言の形が今の30㍍メッシュを何区画区切ってたからこの区画を調査区域でというような考え方ではなくて、今のドラム缶調査等の範囲はもうその範囲全体を、ボーリング調査なりで調べていく調査は30㍍メッシュでということで分けて考えた上で、最後に対策工なりをやっていく時にはどうしていこうかというのを、両方合わせた上で検討していくというようなことで進めたいということでございます。

次に2 - 1ページでございます。全体の調査フロー案ということで、一番今日メインになるところかと思えますけれども、上からいきますと、スタートがありまして、30㍍調査区域の設定をまずしまして、先程申しましたものですね、既存調査結果の整理をした上で、真ん中の30㍍区画の設定の下の未調査箇所、項目等の検討を行います。このスタートの下の右側の箱、元従業員の証言、その下の埋立位置情報を再度聴取という、この部分につきましては、30㍍区画の話とは別とさっきも申し上げましたが、別で下へ行きますと、この赤い枠で囲まれてます証言等に基づくドラム缶調査ということで、試掘調査等によりましてドラム缶の有無等を把握していきたいということでございます。後、これから30メートル調査区画のもの話に入りますけど、今、紫っぽいとこ

るの説明を終えましてその次の水色の大きい箱の中でございますが、30 mメッシュ調査区画に基づく有害物調査ということで、これはしっかり精査まで出来ておりませんが、現在うちの方で整理しました段階では、調査実施済区画が14、調査不足区画が29、未調査区画が22というふうに分けております。それぞれどういう意味かということにつきましては、次の2 - 2ページですね、右上の方に書かれておりますけども、 、 、 でございますけど、調査実施済区画というのはボーリング調査等によって廃棄物の底面まで確認して分析がされていると。その底までがどんなものが入っているかということが確認されてるということで調査済みと。 の調査不足区画はボーリング調査が実施されているが、分析が実施されていないというもの。あるいは、分析はされているけども表面だけで、下の方については確認がされていないもの、これらを調査不足区画としております。次に の未調査区画はこれらのボーリング調査や試掘調査等が全く実施されていない区画というふうに分けております。この下の図 2 . 2 ということで色付けしておりますが、この白抜きになっている色の付いてない所が調査実施済区画、赤い色が付いてますのが未調査区画、それ以外のオレンジの線が入っているところが調査不足区画というふうに分けております。それで、今の2 - 1ページに戻っていただきまして、今の調査不足区画29でございますが、これをさらに2つに分けまして、未分析区画と深部未調査区画ということで、先程も申し上げましたが、下までボーリングなりはしているけれども分析データがないものを未分析区画、表面なんかを取って分析もしているけれども、下の方がどうなっているかわからないものを深部未調査区画と名付けております。これが未分析区画が23、深部未調査区画が6区画と今は考えております。未分析区画につきましては、コアがあるものないものというものがありますが、そういうのを確認して、コアを確認しても全然使えない、現在の廃棄物の状況が確認できないようなコアであっては分析しても意味がありませんので、その辺を確認しまして使えるのであれば既存コアの分析を行おうと考えております。使えない場合はボーリング調査なりをしていくことを検討することになります。次に深部未調査区画につきましては、深さが底の方がわからないので、ボーリング調査あるいは試掘調査をやっていくということでございます。ということで、深部未調査区画と未調査区画を併せて28区画でございますけども、まだ素案の素案ですが、ボーリング調査が22区画、試掘調査が6区画と考えております。これでボーリング調査をやろうというふうになったところにつきましては、次の箱のところの初期調査というところですが、表層ガス調査をやりたいと。これも既に説明申し上げますが、30 m区画で揮発性の有機物質、VOCと言っているものですが、それがあれば今考えてますのが30 mメッシュの真ん中でガス調査をしてVOCが出て

くれば、更に10mメッシュで調べて一番濃度の高いところでボーリングをやる。出てこなければ中央でやると考えております。そうしたうえでボーリングの箇所を決めまして次の1次調査という箱のところに行きますが、ボーリング調査、あるいは試掘調査をやる。孔内ガス調査をやる。廃棄物の分析をやるということで進めていきたいと考えております。それをして1次調査が終わってその上で更に一番下の箱でございますが、有害物範囲の確定のための2次調査ということで、また、ボーリング調査や廃棄物分析、孔内ガス調査等を行っていくということで考えております。今のずっと説明しました30m区画の調査、先に説明しました赤い箱で囲ってます証言等に基づくドラム缶の調査、一番右側にあります黄緑色の箱の水位・水質調査、モニタリング等しているやつ、あるいは今回やろうとしている新たな井戸による浸透水・地下水分析、あとまた地下水位の一斉観測、これらを併せて検討して対策工をどうしていくかという当たりの基本方針を決めていきたいと考えております。

次に2-2ページにもう一回いきまして、ここの左側に表2-1で既存調査の項目一覧ということで書かれております。この横の図-2.2のところでは青に白抜きでアイウエオカキクケコというのと、左側の方に白い箱に青い字で1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10とあります。これのア-何番とか、イ-何番とかというような形で各区画の名前を付けまして、それぞれの区画毎にどういう調査をやってどういう分析をやったかというようなのをざっと整理しております。そうしたうえで今のこの表-2.1の一番右側の欄3つでございますが、既往調査による単位区画の未調査と書いてありますが、調査の状況でございます。調査済、調査不足、未調査というふうに分類をしております。一番下に合計の数字が書いてありますが、調査済が14、調査不足が29、未調査が22ということで併せて65ということで分けております。これを実際に図面に落とししたのが2-2でございますが、それを踏まえてボーリング調査をどうしようかという当たりを実際に落とし込んだものが次の2-3ページの図-2.3でございます。これが素案の素案ではございますが、どこをボーリングしていこうかというのを書いたやつでございます。先程の白抜き、赤、オレンジというのは調査済、未調査、調査不足で一緒でございます。「B」と書いておりますのはボーリング調査をやってはどうかというところ、それから掘削の「掘」と書いてありますところは全部で6個ございますけれども、これは試掘してはどうかと。これは処分場の縁とかでするのでボーリング調査をやるよりも試掘で確認した方がより合理的ではないかなということで試掘の印を付けてありますが、これを6箇所でございます。あとここで赤いところの調査不足のところは全てボーリングまたは試掘を行うということにしておりますが、オレンジ色の調査不足のところは何も書いていないところがございますけれども、



これはそうしたら何でやという疑問を持たれるかと思いますが、これにつきましては先程申しました既存のボーリングのコアがあるということが何力所かございます。あるいは西市道側の平坦部のところですね。番号でいきますと8, 9とか書いてるすぐ上の辺り、法面の掘削調査をした辺りでございますけれども、この辺りは法面が非常に急ですので結局また勾配を緩やかにするためにここを触ることになるかと思えます。そうしますとボーリング調査をやりましても結局それを触ってしまって形を変えてしまうことになってしまいますので、ここでボーリング調査をやるのは果たして一番良い方法かというのは疑問がありますので、ボーリングやるという箇所に入れていないところがございます。あとまたケーシングしかないところについても、ここでは確認の上どうするかを決めるということでボーリングなり試掘なりやるというところからは外しております。ケ-3、4ですとか、ク-4、5、東側の焼却炉のある辺りですね、この辺りはよく皆さんから5mまでしか掘らなかったのでその下がわからないというような御意見をいただくわけで、ここに何も調査すると書いてないのは「どうなんや」ということも思われるかと思うんですけども、これも先程申しましたように極めてここ機械的にやってまして、掘削調査をしておりますのでそれぞれの区画についてこれで良いのかあるいは試掘なりボーリングをやっていくかということについて検討していく箇所というふうに考えていただいたら良いと思えますけど、そういう検討していく箇所やという事でここからはボーリングなりという印は付けていないということでございます。それが30m区画による調査の進め方ということで、まずは30m区画でこの「B」とか「掘」とか書いてるような辺りと既往のコアなりを確認した結果を踏まえてどうするかということを各区画毎に考えるというのがあります。

そして、次に2-4ページの方でございますが、これ先程もありましたけれども、元従業員等の証言を落とし込んだ図でございまして未調査区域が2箇所ございます。これらについてもどのような調査をしていくか。掘削調査というような御意見をいただきますがなかなか調査の段階でやろうとしますと費用もかかりますので、県としたら最終的に掘るのであれば工事の中でできるだけ掘削はやりたいなあというふうに考えておりまして、どのようにやったら良いかというあたりは検討委員会の助言をいただきながら進めていきたいというふうに考えています。この今の図-2.3の30m区画によるボーリングなり試掘、そして今の2-4にあります元従業員の証言による未調査区域の調査、この2つを併せて実際どのような調査をどこでやっていくかというあたりを決めていきたいというふうに考えております。場合によりましてはこの今の図-2.3の「B」と書いてるところを調査しないということになる可能性もございまして。この未調査区域でこういう調査をした方が良いのではないかとすることが

このボーリング調査以外にあるということがあれば、そっちを採用して現在の有害物の状況が掴めるということであればそういうふうになるかもわかりませんし、その辺は両方を見て全体として一番合理的なやり方、早く安くやれるようなやり方でやっていきたいというふうを考えております。

最後に2 - 5ページでございますが表 - 2 . 2ということで各調査項目毎の調査概要を書いております。上からいきますと、表層ガス調査は先程も申しましたが、目的としましてはボーリング調査の実施地点の最適化ということでVOCが30mメッシュの真ん中に出てくれば10mメッシュで絞り込んでいくと。出なければ30mのメッシュの中心でボーリング調査をやりたいと。調査方法としましてはガスクロマトグラフィ測定器でやると。項目としてはここにありますような4項目を想定しております。次に2つ目のボーリング調査等と廃棄物分析は、目的は廃棄物の種類・性状等を把握するというところで、調査方法としましては86mmのオールコアサンプル。その一部は116mmへ拡孔し、とありますが、これは井戸として使うものについては116mmに拡げた上で井戸にすると。どうしても細かい井戸ですと周りの孔壁が安定しないとかあるいは採水の際にうまくできないというような問題も生じやすいということで116mmに拡げた上で井戸に仕上げるということを考えております。その下の廃棄物分析は3m程度を一層として、2～3層の混合試料を1検体とするというあたりはこれまでからお話してるのと同様かと思えます。項目としてはここに書かれておりますようなこれまでから出ているものを想定しております。あと1, 4 ジオキサン、塩化ビニルモノマーというあたりは環境基準とかが項目が新しく増えたりして増えているものでございます。次の孔内ガス調査でございますがこれは廃棄物の種類、性状を間接的に把握するのにボーリング調査に併せて深さ別に実施をします。やり方としましてはガス警報器による簡易の測定と。測定するガスを吸い込むやつを入れると表示されますのでそれで簡易に測定すると。項目としましては硫化水素、メタン、酸素、一酸化炭素等としております。次に浸透水・地下水分析でございますけれども、これも新設の井戸あるいは既設の井戸。既設の井戸でもこれまでモニタリング等に使っていない井戸もございまして、それを洗浄しまして使うということで浸透水や地下水の有害物質の状況を確認したいと考えております。数としましては真ん中の段にありますが既設20, 新設10の併せて30箇所を考えております。対象項目としましては、先程の廃棄物分析の項目あたりと同じような項目をやっていきたいと。やり方で公定法(全量分析)というのと、その右側に全量分析 印の下に説明があって「住民の要望による方法」というのがございまして、これは全量分析の分析そのものは一緒かと思えますがその前処理ですとか採水方法、この辺がこれまで何度も議論になっておりますが住民さんがこういう方法でと言

われる方法がございますのでこれを「住民さんの要望による方法」ということで4項目あげさせていただいております。公定法による方法は環境基準なりなんなりと比較して今のRDの辺りがどういう状況かというあたりを評価した上で環境省なりに話をしていくにはこの公定法でやらないと評価結果が国なりに認めてもらえないのではないかなというようにもございますので、公定法でやりたいということで書かせていただいたものでございます。次の下から2つめの欄の地下水位観測ですが、先程の井戸30箇所につきまして一斉の観測ということで真ん中に書いてますが、30地点について6回程度一斉に水位を測りまして全体の水位の向きを勾配を見て全体の水の流れを推定しようとするものでございます。一番下でございますけれども試掘、ケーシング調査等、これの目的はドラム缶の有無の把握ということで、バックホウによる試掘あるいはケーシング調査等の実施を考えております。ちょっとダークと走ってわかりにくかったかと思えますけれども、またご質問等受けたいと思えますのでとりあえず終わらせていただきます。ありがとうございます。

司会：説明量が多くて皆さんお疲れになったかとお思います。ちょっと、リラックスしていただいてご意見等いただければありがたいなと思えます。

住民：いいですか。            ですけども、図 - 2 . 3 ですかね。その中で、ケ - 5 というのは白くなっているんで、これは、もう調査済み区域ということになりますよね。

室長補佐：そうです。

住民：そうですね。ところが、その2 - 4 っていう8番のドラム缶の埋立の疑われる場所の未調査区域となっている部分は、図と照らし合わせるとケ - 5 に当てはまるような気がするんですけども、こちらが未調査、こちらが調査済みというこういうデータを出されても理解不能なんですけれども、どういう意味なんでしょう。

室長補佐：さっき、言葉足らずで申し訳なかったんですけども、一応この30m区画とドラム缶調査はそれぞれ別々に検討をした上で重ね合わせて、どうするかというのを決めたいということで。証言に基づくもので未調査区域となっておりますところは、当然未調査なわけで調査が必要だと考えております。今の、30m区画で考えると一応ボーリングデータがありますけれども、ドラム缶なりを埋めたという証言もありますので、やり方はあれですけども梶山先生なん

かは、トレンチ掘削ということもおっしゃってましたので、そういう事も含めて調査はやるよという事です。今でも分かりにくかったかと思えますけれども、30m区画で全体をやった、やらんを確認してやってないところをボーリング調査をやっていくという所と、証言に基づいて未調査の所を調べていくというのは分けて考えまして、それを重ね合わせた上で調査の抜けが無いような形で調べていきたいということでございます。

住民：いや、だから未調査区域というのは、調査をしてないから未調査区域として指定するわけですよ。ドラム缶の証言については。

室長補佐：そうです。

住民：ところがこの30mの方で言うと、調査済みの区域にはまっていますよね。これ、意味分かんないんですよ。30mメッシュでやる部分とドラム缶の調査位置には、別個に考えてやっているんだとおっしゃってるんだけど、ドラム缶の調査区域について、未調査区域という書き方してますよね。ここは調査してませんという表示でしょ、これ。この中で30mメッシュの方では調査はしてるんだと、調査はしてるんだけど未調査区域なんですというのは、全然意味が分かりません。

室長補佐：一緒に考えてしまうとそうなんで、これをね。一緒にしまして。二つ分かれているから分かりにくいんですけども、最終的には合わせてこちらの30m区画では調査済みという事ですけども、証言もあって調査されてないんで調査しますということで、一枚の図面にしてやりたい。

次長：2 - 1にフローがございましてね。ドラム缶はこっちにきておましてね。こっちの方のはこっちにおとしてますよね。最終的にはこれを、二つを一緒にしますけれども。

住民：一緒に掛け合わせた時に、30mメッシュでは調査済みの区域がドラム缶証言では未調査区域になるということの意味が全然分からない。掛け合わせた時に調査区域と未調査区域が重なるんですよ。

室長：すいません。2 - 3のところはですね。ボーリングで底までボーリングのコアを取って、それぞれを分析していくという所の未調査区域ということでございますので。

住民：それ、調査済みになってるんでしょ。

室長：調査済みでございまして、これはいっぺんボーリングを打って、底まで打って分析をしたという実績があるということで、ボーリングとしては調査済み。

住民：それでもね、説明ちょっとまずくなるんだわ。というのはね。ア-3なんかは、地山のとこなんだけど調査済みになっちゃうんですね。これ、調査必要無いという意味でしょ。おそらく。だから外してるんでしょ。

室長補佐：そうです。これは、1 - 3 ページで見いただくと、ここでアの何々とか番号がついているところが調査区域ですので、今のア - 3 は、

住民：だから白くなってるんでしょ。だから、白の所は調査済みというふうにまとめ上げるとおかしくなっちゃうんでしょ。

室長：そうですね。2 - 3 のところの区域外のところは箱を消してしまった方が分かりやすいかもしれませんね。表示の仕方が悪くて申し訳ない。ただ、ドラム缶調査としての未調査というのはドラム缶を探しに行ったことがないと。

住民：だから、この白はボーリング調査をやった箇所というふうに、あるいは調査の必要が無い地域というふうに書けば分かるかなと。

室長：30mメッシュのボーリングをするという調査は終わっているけれども、ここにはドラム缶というものを探しに行ったということはしてないので、ここは重ねましてですね。ここは、ボーリングをする必要は無いんですけども、先ほど言いました筋堀が何かでドラム缶を探すようなことは出来てないということで、なんとか探しにいきたいなということが未調査区域ということで。ちょっと分かりにくくて申し訳ないですけどもそういうことで、言い方がややこしくて申し訳ありませんがよろしくお願いします。

住民：結局、ボーリング調査では分からんという事を言われているということやね。過去ボーリング調査で調査したけれども。

室長：だから、ドラム缶があるのかなという所は、もっと違う形で探しにいくと。

住民：いやいやだからね、他に有害物があっても、ボーリングでは代表出来ないということですよ。・・・全部取ってくれということになりますよ。

室長：いったんは埋めたところというのが、きつく出てきたところがあるので、そこは探しに行く。

住民：それは証言のある部分だけで、証言の無いところでもね、そういう可能性だってあるわけですよ。何も証言が、限られた人の証言だけでね、それ以外は無謀な埋立がなされていないということは、事実は全然無い、保証されないわけですからね、同じ事ですよ、それ。

室長：確かにボーリングでドラム缶が・・・探せてない。これは隙間、

部長：隙間。場所がぼやっとしてるから、そこのボーリングした日がいつなのかわからないので。

室長：ここの、たまたま、ぐるっとなってますけど、ここの焼却炉の間みたいなことを言われてますので、その辺を広く、何とか探していく方法が無いのかなと考えていますので。

部長：だから、ボーリングしたところじゃ無いかもしれませんが、それはわかりませんが、有力な証言なので掘ってみましょうということです。

室長：その辺は前向きにご理解いただきたいと思います。

住民：この紫の丸とか、黄色の四角とかですね。赤の丸とか、赤の丸は多分ケーシングだと思うんですけど、そういう説明が何処にも書いてない。

室長：その辺は対応させていただきます。四角は壺堀とか、いろいろ分けてしておりますが凡例を書かせていただきます。

住民：調査区域の調査済みの区域ですね。これ調査したという事が出て無いんですが、調査した結果がどうだったのかと、この区画ごとに、そういう資料はありますか。もちろん、そういう資料はあるはずですよ。そういうふうのが何か、簡単にね、異常がなければ異常ないでいいし、何か分かりやすくしていただければ。今まで、いろんなデータがあるんですけど、こういう区画ごとの資

料というのはあまり見ておりませんのでね。

住民：いいですか。単純など素人の質問なんですが、2 - 3のこの図で関わってね。いわゆる調査済みのところ、調査不足のところ、等々出てきてますね。例えば基本は出来るだけ有害物を探しに行くというのが基本原則です。その中で例えば2 - 3ページの調査不足区画、何もされない区画がたくさんあるわけですね。これ、探しにいかんでも既存のコアで役立つんですか。それがわからへん。ここもやはりボーリングなり何かの方法をするという意図は無いんですか。

次長：いや、もちろんございます。だから、既存のコアが使えるかどうかを確認させていただいて、出来なければボーリングを、

住民：という、説明をされたんやけど、既存のコアというのは何年前のなのか、それ使い物になるんですか。

次長：だから、まず、それを確認させていただいて、使い物にならなければ当然、次の、例えばボーリングをするなりということになるかと思えます。

住民：そうすると、同じ事はこの塗ってない既得調査結果の部分もありますね。

次長：塗ってないというと。

住民：この真っ白。

次長：真っ白の所は、データがあるという所でございます。

住民：間違いはないの。

次長：そら、もう間違いはないです。

室長：分析してあるところです。今までたくさんボーリングしてますさかい。

住民：確かにボーリングはしてますね。

住民：調査不足区画でございますけれども、先ほど井口さんの説明にもありましてたんですが、ボーリング調査だけでなしに重機による掘削をしたけれども、深

さにおいて十分下まで調査出来てない。そういうのも改めてやるんですか。

室長：深さの不足。

住民：深さの不足ね。それと、試掘調査ですけどね。重機による試掘というのは、この前のお話では調査段階では重機による掘削は出来ないとおっしゃってた。今度はおっしゃる試掘は、単なる壺堀の事をおっしゃってるのか。

室長：これは、ここを見ていただけると分かると思うんですが、ほとんどここには廃棄物が無いんじゃないかという所、ボーリングで屋形を組んでやるまでもなく、ちょっと掘ってみたらどうかなというところでございます。出てくるか出てこないか、斜面の土の所をちょっと掘ってみたら、

部長：ちょっとと言うといい加減になるから。斜面なんでユンボでやった方が早いのでという事です。

室長：区域になってまして、平らなところは若干ありますけど、もうほとんど廃棄物は入ってないんじゃないかなというところですよ。

住民：すぐ分かりますよね。

室長：だけど、メッシュの中に入ってますのでね。そうやってでも一度見てみようというところがこの「掘」というところですよ。

住民：証言のある未調査区域というのは、どういう方法でやるんですか。

室長：それ、先程、例を見てますけれども、何か有効な見つけ方を、委員会の委員さんの考えを聞きながら効果的な経済的なやり方で。それで、そこは基本的にボーリングでやるとかいうのじゃないのかなと思いつつも、ちょっと、どうしたらいいのかなと、

住民：今もかなり出てますように、ボーリングじゃなかなか判らない、今までの例ではね。だから、どうやって、いかにして見つけるか？それをお話して、

室長：何か有効な方法は無いのかな、というふうに考えております。



部長：今の証言があったような所は、出ないと逆に疑惑みたいなのが残ってしまいますので、取り敢えず、とことんまで探さないと、やっぱり、それだったら証言が間違っていたのなら間違っていたと確認しないと、皆さんもこれもう2回も聞いて、ここですぐにまたおっしゃられたということですので。

住民：この前から見させていただいていたんですけど、あまりにも問題点多すぎてね、聞ける場所、本当に一部しか聞けないんですけども。あまりにも問題点多すぎてね、全部聞くことはできないと思うんですけども、ほんの一部ですけど、例えば、A - 2だとか、A - 1じゃない、ウ - 1ですね、ウ - 1とかカ - 1とかこういうところは、フ - 2もそうですね。こちら高濃度で浸透水で有害物質出てますね。そういう有害物質が浸透水に出てるのにも関わらずこの場所は調査は終わってるんだということは、ダイオキシンが2000倍出るとか、鉛が610倍出てる、あの位置付けはどうされるのか、あれはもう出たから、ここに有害物はありますよというように考えられておるのかなと思うんですよね。例えばもう一つ違うので、黒いタール状の物質がありましたね、高アルカリの調査の時に、あのイ - 4かウ - 4かこちら辺なんですけれどもね。それについての調査方法も何もないですね。それをどうするのか。高アルカリの時のあった黒いタール状物質です。それをどうするのかという位置付けは無いですね。それとか廃棄物をどうするのか、廃棄物を今見つかっているので、ケ-5なんかは明らかに上部から結構沢山ありますよ。何メートルも。分厚くありますよ。写真とってますからね。それとキ - 8とかカ - 7ですか、こうとこの、そこら辺の市道側、掘りましたね。そこも沢山ありますね。そういうのをどうするのか。それからもう一つ、ガス調査、これは30ppmメッシュなんていうてますね。専門家でも5ppmほどでやらんといかんと、判らんと言うてるんですよ。それを30ppmでやるというのはね、それはあまりにも違いすぎると思いますがね。もっとあるんですよ。聞きたいこと一杯あるんですよ。そこら辺でお願いします。

室長：一部ですけど、言っていたいたE - 4という辺りは掘ると書いてますけど、掘るの色はちょっと違いますけど、ここは深さもあれなんで、掘って調査していこうというようなことを考えているところです。

住民：ちょっと一番高いところ辺のような気がするんですけど、一応前の掘削した、何処で出たかというのは判っているわけですよ。県は把握してるはずなんですよね。

室長：そういうことで、考えてるところです。西市道側の平坦部の法面のところ、先程、井口が言いましたように、ここはどうしていくのかなという部分もありまして、今、もう書いておりませんが、ここは検討をさせていただきたいと。

住民：焼却灰としてどうするのかということです。

室長：焼却灰としてと言いますか、ここの廃棄物自体がどういうふうにしていくのかなというところがありまして、今ここに書かせてもらっていないということございまして、非常に急峻な勾配の法面になってますので、それは何とか、こう、安定な勾配を取っていくということがありまして、大きくさわるところを、今ここ、どうしていくというようなのが、なかなか判らなくて、こういうのも含めて検討をさせていただくスペースかなとこう思ってるわけです。

次長：今いただきましたご意見はご意見としてお伺いさせていただいて、又検討させていただくといたしまして、これだけご理解いただきたいと思いたすのは、限られた予算の中で、効率的に有害物を見つけにいくと、こういうことございまして、できるだけ既存の調査が使えるものは使いたいというところから発想してる訳でございまして、その辺はちょっとご理解いただきたいなと思いたす。いただいたご意見、ガス調査のメッシュ等々につきましては、承らせて、今日のところはいただきたいというふうに思いたす。

住民：ということは、どういうことですか。もう考えるということですか？

次長：考えさせていただきたいと。あの、専門家のアドバイス等々も考慮してですね、改めてこうさせていただきますということは、言わせていただこうと思いたす。よろしいでしょうか。

住民：表層ガス調査はどうするんですか？

次長：今、提示させていただいておりますのは、30メッシュの真ん中でVOCの調査をし、出てくれば10メッシュとこういことですが、谷口さんからもう少し細かくと、こういことございまして、その点につきましては検討をさせていただきたいというふうに思いたしております。

室長：あの、今、さんいろいろあると思うのですけれども、30日にそのときにですね、言っいただくというのが、調査の関係で、

住民：ただ、10分しかないのでね。10分も、3人で10分なんでね。それは無理ですよ。

次長：それは、今日のご意見を賜りましてね、

室長：それは聞かせていただきましたので、そういう話はまた、

住民：その辺は、文書で出ささせていただいてよろしいですか。もういっぺんね、どうやと思う問題がいっぱいあるんですよ。私、こう書いていたら問題だらけですよ。よろしいですか。

住民：最後のページで孔内ガス調査というのがありますが、これは、簡易測定となっていますけれど、簡潔にいうと何ですか。これは、ガスクロではやらないのですか。ボーリング穴の跡をやるんでしょ。

主席参事：ここに書いております物質、硫化水素、メタン、一酸化炭素などにつきましては、濃度的にはですね、パーセントオーダーのものでございますので、ガスクロマトグラフのようにミリグラムオーダーを測るレベルではないと思っております。つまり、そういった濃度の高い所については、こういう警報器の簡易調査で十分であると考えています。

住民：VOCは測る必要が無いということですか。

主席参事：失礼しました。VOCについては、先ほどの表層ガス調査の中で、調査いたしますので、そこで把握できると考えております。

住民：そのときの表層のボーリングいうのか、それは、何メートルくらいですか。

主席参事：それは皆さんご存じのように1mでございます。

住民：既設のガスのきついところがあるのですけれどもね、ああいうところのVOCを測っていただく訳にはいかないのですか。

主席参事：ですから、それは、ボーリング調査によって廃棄物そのものを採りますので、その廃棄物についてVOCを測れば良いというふうに考えております。

住民：我々としては、直に、それを孔内で測ってもらいたいなど。昔も県もやっていただいたんですけどね。栗東市さんもやっていますけど。

主席参事：廃棄物についてVOCを測れば、そのものずばりのものを測れると思いますので、あえて孔内ガスを測る必要は無いと考えております。

住民：それは、現地でないと信頼性がないから。余計それは問題です。持って帰ってとなると。

住民：要するに拒否するということですね。

主席参事：今の時点では必要ないと考えておりますが、調査検討委員会で、ご意見を聞かせていただければと思っています。

住民：できないということだけでなく、今までの実績として県も市もやってきてますので、是非県の方も検討して、今までの話し合いの中でも、それは十分検討させてもらいますという前向きな姿勢ではあったと思ったんですけどね。

主席参事：実際、除去するかどうかの判断でございますので、廃棄物そのものを測るというのが原則ではないかと考えております。

住民：有害なものがあるかどうか。ガスにどれだけ出るかというのが知りたいし、それを総合的に専門の先生方にも一つの判断材料として見ていただきたいという思いがあります。まあ、こんど30日にどうぞということですので、がんばってみます。

住民：孔内ガスの測定は、当初からですよ、VOCを測るのが目的だったんです。今日初めて、こういうふうにVOC抜かれている訳です。

住民：びっくりしました。

住民：びっくりしましたね、我々。何で一方的にこんなんされるんですか。今までVOCは測るということを前提に孔内ガスを測っていただくということで合意してきたのじゃないですか。それを何のね、事前の断りもなく一方的にこういう資料でバンと内容を修正されて、変更されてですよ、これはちょっと信頼

性の問題ですよ。おかしいですよ。今のご説明でもですよ、必要はないということをおっしゃってます。今までずっと孔内ガスを測ってきているんですよ。ボーリングの時点でね。ちょっとこれはおかしいと思います。それとその問題はまたあとで、私の方から2つばかり。水の問題ですね。先ほどからも井口さんの方から、いろいろご説明いただきましたけれども、ちょっとよくわかりにくいところがございましたけれども、この2 - 3の図ですね、これを拝見いたしますと、未調査区域あるいは調査不足区域であってもですよ、ボーリングしないというところがかなりありますね。真ん中中央部分から西市道側にかけて。この辺は、元従業員の証言の箇所、別途見方を変えて調査をするから、ボーリングはするとかえって悪いからというような、そういう説明ではなかったですか。ちょっとわからなかった。ごめんなさい。まあ、いずれにしてもね、この部分は、いわゆる水の観測孔を設けていただいて、浸透水なりですね、処分場内の汚染分布を明らかにしていただくということが大きな目的だったと思うんですね。こういう中が抜けたような状態でね、その既存の井戸プラスボーリング孔10カ所を採水孔としてお使いになる。その10カ所というのがどの部分なのか。それで、処分場全体ですよ、浸透水の汚染分布が明らかにできるのか。ちょっとこの辺がまず一つの疑問です。私どもがね、やはり浸透水の問題に特に留意したいと考えておりますのは、皆さんご承知のようにボーリングはですね、非常にポイントの検査でございますから、有害物を発見しにくい。まあ、こういうのはどうしても制限がございますね。それよりも水でやはり見る方が、むしろ広がりもわかってですね、そういうことで汚染状況を把握する。つまり有害物の存在を概略把握するということですよ、そういう汚染分布をまず明らかにしてですよ、特に問題のある汚染部分につきましては、汚染素因が必ずあるわけですから、それを除けていただく。今回の有害物除去の一番の目的は、地下水汚染の防止でしょ。その水の汚染原因をそのままほっておいてですよ、この目的何も達成できんわけですよ。そういう意味で、水の汚染をきっちり調べて欲しい。そういうふうに私は思っているんです。ところが、何か見たらね、中抜けでね、ボーリングしない。井戸も部分的にはありますけれども、全体が把握できるような井戸がない。新しいボーリング孔もない。これ、どないされるのか。それが一つ。水の問題ですね。それともう一つはですね、以前からよく議論をされて、それは有害でないとか有害だとか議論があって、まだ何の折り合いも付いてない問題でですね、5000立米の鉛廃棄物土の問題がありますね。この部分はボーリングされるのですか。埋め戻したところ。どういう調査をしていただくのか。まあ、あれは基準以下だから、一切採らないと、調査もしないというお考えなのではないでしょうか。ただね、濃度は多少基準と同等か、あるいは若干低めであったとしても、その総量たる

やすごいものですよ。5000立米あるんですよ。その固まったものをそのままほっておくというような、そんな、それでね、できるだけ有害物を取るなんてことがね、どうして言えるんですか。それは考えてもらわないといけない。それと、今　　さんの方から質問のありました、強アルカリの部分だとか、西市道側の方の汚泥の所ですね、あの辺をやっぱり掘削してきちっと調査をしていただきたいなと。試掘ですね。まあ、対策時点に、予算の関係でこれはもう場合によってはやむを得ないかもしれませんが、必ずこれは除去してもらうということですね。汚染範囲だってわからないでしょ、今の。ちょっと端っこ見てこんなん出てきたというだけで、どの範囲にそれが埋められているのか、埋まっているのか。わかりませんですね。それから、さっきの今までの調査のね、基礎資料の所でも、廃棄物を調べるというふうに書かれているのですけれども、目的がね。廃棄物だけじゃなくて、廃棄物で汚染された土も調べてもらわないといけない。廃棄物土でしょう。そういう意味でね、やはり、例えば強アルカリだってね、取った取ったと県はおっしゃいますけども、ダンプに何杯か取ったとおっしゃいますけども、未だに強アルカリ出ているでしょ。あれは、ものすごい水に溶けやすい成分ですよ。あの強アルカリは。それがどんどん多年にわたって雨水でですね、底の方まで浸透して、それが全然取ってないのですよ。あれ汚染土ですよ。あれを取らなければね、強アルカリなんていつまでたっても解決しませんよ、と思います。以上です。

室長：順番じゃないかもわかりませんが、中央部の書いていないところ、印の、橙色のところ「B」と書いていないところがたくさんありますが、これは掘らないという意味ではなくて、先ほどのコアを分析して、分析ができるかどうかを見ながら分析をするか、あるいは、先ほど井口の方が言いましたけれども、まだちょっとこれは未完成の部分がございます、例えば、カ-6とかキ-7とかですね、あるいはキ-5、ク-5とかね、この辺ずっと抜けていますけれども、ここら辺、もうちょっと考えさせてもらって、これどうするかを決めますので、ここは全然表示が無い部分は掘りませんという意味ではないのです。今の段階で、できあがったところまで持ってこさせもらったものです。ここはコアが使えるかどうかで、あかんかったら掘るということもありますし、まだちょっと検討中ということですよ。

住民：まあ、いずれにしても、水の汚染分布だけは、是非把握していただきたい。

次長：それから　　さんご指摘いただいた点ですね。ここのボーリングで全体の水ですね、状況が把握できるのかと、そういう視点でこれはまだ作ってお

りませんので。あるいはまた、ご指摘いただいた鉛をどうするか、あるいは、高アルカリどうするのかというのはこれから詰めさせていただきたいというところで、今日の所は。

住民：だったら、そういうこと書いておいてください。これから検討するとか。

次長：はい。

住民：何も書かんかったらね、全然考えておられないのか、あるいはやらないのかその辺の区別が付かない。だから我々心配になるのです。

住民：水質の・・・、我々は念頭に置いてるんでね、明文化していただいたら、我々もやってくれるんやなど。

次長：徐々にではございますけれど、詳細をこれから精査していきます。

住民：資料をいただいて、これがいわゆるわかりやすい調査結果のまとめですか。今までね、調査結果をまとめて、わかりやすい形で出しますとおっしゃっていただいたのは、あれは、このことですか。それとも、あれはまた出てくる訳ですか。

室長補佐：さっき申しあげましたけれども、これまだ途中段階のやつです。ちょっと申しあげましたが、一応、経年変化は入れてみましたけれども、例えば、処分場の場所が、さっき　　さんがおっしゃった、中がどういう、

住民：いやいや、そうじゃなくて、基本的にこういう形が出てきた訳ですか。細かいことは置いておいて。

室長補佐：いや、これはまた、これから詰めていきます。それで、

住民：いや、説明がね、わかりやすい資料をまとめますということで今年の1月に言わはったでしょ。あれが、こういう形ですか。

室長補佐：これをベースに、

住民：とんでもないじゃないですか、こんなもん。単にバンとおもてだけね、集

めて書いただけのものですやん、これ。このデータはどこから持ってきたかというのちやんとわかるようにしてもらわんと、うちらわからへんのですやんか。細かいことをちょっと言うと、私も素人でわからへんのですけれど、例えばね、(2) 既存状況の整理と2 - 2と書いてあって、ここに調査不足とか調査済と書いてあるけど、細かいことは何もわからないのですよね。よくわかっておられる方は、あれやった、これやったとわかってるけども、私らもわからないし、自治会長さんなんかやと余計にわからない方がたくさんおられると思うんですよ。これの元のデータがどこからどのように出てきたか。それと未調査と判断された基準は何なんか。それと、さっき意見がありましたけれども、とか×とか書いてあるのが、これが何であるのか全然わかってない。この資料を見て分かれというのは、知らん者にとってはものすごい難しい。追っていこうとして、ゆっくり追っていこうとしても追えない、これでは。こんなんわかりやすい資料といえるのかなと思うんですけれども。それから、これは誰が作ったのですか。

室長補佐：県が作ったものです。

住民：県が作られたのですか。県はこの前、業者の方にどうのこうのという話がありましたけれども、それはどういう。

室長補佐：県が、コンサルタントに指示して、両方で協議して作っていくと。結局は、県の責任で出したものです。

住民：県の責任はわかるけど、コンサルタントは誰ですか。

室長補佐：建設技術研究所です。

住民：そちらがこれ作られて、県に出されてこれで良いですかと。県から、こうこうこんなもの作ってくれと言われてやらはったものですね。もうちょっとです、良いのを作ってくださいね。

室長補佐：不十分だというのは、私らも十分わかっていますので、さっき、

住民：それとね、さっきね、ケの何番やったかな。何かコアが使えるかどうかとってはって、ぱっと見たけれども、コア取ってないのじゃないかなと思って。ク - 5 かな、これはボーリングやってないところで、コアはどこかにあるんで



すか。つぼ掘りとかね、何か書いてありますよね。それからケ - 3とか4とかもね、ボーリング無くて、何も載っていないんですよ。未調査区域やけども何かするとか載ってないんで。ケ - 3とか4とか。このところがどういうことかなと思って。何か抜けているのですか。

室長補佐：例えば、ケーシングをやっていて、調査分析をしていないような所も入っていません。ボーリングやるとか入っていません。そういうところは確かに資料が無いのでボーリングするかどうかを検討することになりますが、きわめてこれは、

住民：いや、さっきコアが無いからコアを調べるとか言ってはりましたよ。

室長補佐：そういうところ、

住民：コアが使えるかどうか検討してと言わはったけれどもコアが、

室長補佐：コアが無いところもあります。

住民：いや、コアが無いけども、ここは、コアがあるかどうか調べますと言ってはった。

室長補佐：コアがあるところもあるので、そこはコアが使えるかどうかを調べると、

住民：いやいや、細かいことやけど、具体的にね、ク - 6は、何も書いてませんけれども、コアがあるかもわかりませんので使えるかどうか検討しますって言わはったやないか。これク - 6見たらコアがあるんですか。

室長補佐：ク - 6は、溶融ナンバー2というやつがありますので。

住民：えっ、ナンバー2？ク - 5と言いましたよ。

室長補佐：ク - 6は、溶融ナンバー1。

住民：ク - 6じゃなくて、ク - 5ですよ。

室長補佐：ク - 5 は、掘削調査だけですので、コアは無いです。これはさっきもさんからご指摘ありましたけれども、深さ不足とかいうような、

住民：いやいや、ク - 5 については、「ここに書いていないけども、コアが使えるかどうか調べてみます」と言わはったんですよ。細かいことであげ足取るの、あんまり好きじゃないんやけども、やっぱり、こういうふうにな、きっちりとな、やってほしいなと。私らね、前から、1月23日から、あのときから、わかりやすい資料をちゃんと出してきますと言って、もう1年近く経つわけですよ。それで今頃こんなん出てきて。そして説明しますと言って、私らわからないです。もうちょっとしっかりとやっていただきたいなと。

室長補佐：わかりにくいのは、申し訳ございません。各区画毎に今おっしゃった、こういう調査をやっているからこういうのやという辺りをきちんと整理して、お示ししたいと思しますので、申し訳ございません。もう時間がかかっているのは謝るしかないのですが。

住民：あやまってくれはった。

住民：ちゃんと、科学的に基づいてやっていただいていると思いますので、それやったら科学的にデータを集めて、それをちゃんと示してやっていただきたいなと思います。これではちょっとね、わかりません。

住民：ちょっと別の観点からなんですけれども、一番最初の、1 - 1の進め方の表を見ますとですね、第1回委員会自治会との話し合いの後、黄色いところが少し間が開いて第2回目以降になっています。ということは、10月30日までにこのところまで進むということなんだろうと理解するんですね。ということは、10月30日を過ぎたら、もう初期調査に入るといふふうに理解して良いですね。基本的にね。そうすると、とりあえずの初期調査の公開はどうなっていますか。つまり、我々にこういうふうに調査をやるのですよということは公開していただけると思うのですが、まあ、ずっとというのは危険だから、日を設定してとかという形にはなるとは思うのですが。

室長：当然、見ていただけるように、安全確保しながら、現場で見ていただけるようにということと、併せて当然この、ここまでいくにはですね、委員会での、やったら良からう。自治会との話し合いの中でも、やったら良からうということと、ここでOKをいただいてやっていくという条件付きでございます。やる段にな

りましたら、当然、公開をさせていただいて、見に来ていただけるような状況を作りたいなあと思います。

住民：ということは、1回目の委員会でここまで切れちゃうというふうに見えるんだけれども、そうとは限らないわけね。今度10月30日に話し合っ、委員会でもまだ表層ガス調査に入るのは早いので、もう一回議論してくれとかという形で、2回目があってということもあり得る訳ね。

室長：そういうことであれば、入れないですね。

住民：入れないですよ。

室長：ただ、まあ、この部分については同意いただけるのかなという部分があるんですね、なるべく1回の所で合意いただいて、現場に入りたいなと、うちの方は思っているわけです。

住民：一応予定ではもう1回、今度の10月30日で、先生方にOKもらっちゃって、調査に入ると。

室長：すべて決まってから、表層ガス調査するのではなくて、なるべく早く入りたいなと。

住民：はい。

部長：今出しているのはですね、今ある予算の範囲中でいわば組んでですね、こうやっている訳ですね。これで不十分だということであれば、補正予算を組んだり、新年度に入るかもしれませんし。それはもう組んでからでないとも何もお約束するのは、いい加減な話ですので、とりあえず今やっているわけですね。その中で、できればもう疑義のないようなことについては、業者との件もありますので、一概にうまくいくかどうかわかりませんが、疑義のないようなところは、早くどんどんやっていける所があればやってですね。何もかもそろって、もう一切疑義がありませんというところまで、何もしないみたいなやり方でなくて、疑義のないところは、どんどんやらせていただいて、そのデータもお示しをして、具体的に言えば、それでもやっぱり不十分だなということであれば、当然予算も不足するということであれば、またそれを考えないといけませんし、そういうやり方をさせていただきたいという意味でこうしているものです。で

すから、フライングしてということではなくって、はい。

住民：わかりました。それで結構だと思いますけれども、じゃあ10月30日の時には、住民との公開はどの段階でという話も出るわけですね。

次長：現場の業者さんと相談をする必要があると思いますけれども、当然それは見ていただくということで。

住民：最初にやるとか、中頃にやるとか、最後にやるとか、そういうことでかまわないんですけれど。

次長：OK、スタートして良いですよと言っていたるのであれば、それじゃあ、その1週間後とかいうくらいには言わせていただけるかなと思います。

住民：わかりました。

住民：あの、既存のコアの分析ですけどね、この内容はどんなんですか。既存の内容の。既存のコアの分析の内容。何をやるんですか。何を分析をされるんですか。これVOCとかね、それから総水銀やったかて、信頼性無いですよ。はっきり言って。

主席参事：揮発性のものについては、おっしゃるとおり信頼性が無いと思いますので、重金属類ですね。揮発性のない重金属になると思います。

住民：それで全部網羅できるんですか。他は当然揮発性のものも測りますよね。こっちは、その分析が無いと、結果がないということになりますね。それで十分だと言えるのですか。

主席参事：合わせ技だと思います。VOCの調査を過去にやって、揮発性じゃない重金属類だとかをコアで確認出来ると、全体がそろうかどうか、それを確認する必要があると思います。

住民：ということは、前の時に揮発性のものの分析結果が残っているということですね。

主席参事：それを確認する必要があると思います。

住民：それをまだ確認ですか、これから。

主席参事：はい、そうでございます。

住民：いやいや、これはコアの確認でしょ。既存コア、コア自体の確認でしょ。そうやなくて、今の結果が残っているかどうかということの確認も含めてすると、そういうことですね。

主席参事：全体像として、今のコアの溶出分析と併せて全体の確認ができるか、データが確認できるかどうかだと思っています。

住民：ということは、無ければ、当然またボーリングをし直さないといかんということもあり得るということですね。

主席参事：それもあり得るといふことです。はい。

住民：そういうことですね。そうしないと。

住民：すいません。合わせ技言いましても、先ほどの孔内ガス調査も、それもガスクロでやることによって、それも合わせ技ということになると思うのですが。

主席参事：まあ、それはまた・・・をさせていただきたいと思いますが、孔内ガス調査については、前回ですか、　　さんがおっしゃったように、そもそもVOCは、浸透水面あるいは浸透水面より下にあるというのが原則でございますので、そうしますと、ボーリングのたび毎にガスを測っても意味がない。一番底で土壌帯で、先ほど　　さんがおっしゃったように、水を測るのは検知器で、それと同時にどこにあるかということのために廃棄物は各層で測るといふのが筋であるというふうに考えています。

住民：ということはね、今ちょっと重要なことを言われたんやけど、浸透水の一番底にたまっていると。重たいから。ということは、今度からは浸透水が一番底で測ってもらわないといかんですね。今まで県が言ってきた上の方で測るとか真ん中で測るとか、そんなことを言ってきたけれども、それでは困りますね。当然重たいものやから。

主席参事：それについては、委員会で説明させていただきたいと思います。

住民：はい、一番底で。

住民：最初にご説明のあったスケジュール表なんですけれど、今年度が調査の期間ということで、あと23年度、24年度までは、設計とかそういうことばかりで、いわゆる対策工事が始まるのは、そのまた26年度からというようなスケジュールになっとなるのですが、まあ、調査は確かに必要なんですけど、その間、有害物が場外に出てしまう。ただ書類でいろいろ設計されたりすることによって、私たちとしては、たまらんなあと。2年間はロスやなというような感じがするわけで、何かその間、例えば、今年度は予算が決まりましたですけども、来年度に対してですね、対策工を始める前の、第2次緊急対策というような検討はなされないか。例えば、地下水がずっと流れていることに対して、何らかの方策を、対策工が本格的に始まる前に、第2次緊急対策のような形で、地下水の揚水とか、バリア井戸とかそういうようなものをですね、この間、2年間のブランクを埋め合わせるというつもりで、何か対策を考えていただけるようなことが、検討していただけないかなというふうに思うんですが、いかがなものでしょうか。

部長：今、考える範囲内では、緊急の対策工をさせてきていただいているとは思いますが、委員会にもお聞きしてですね、どうしてもこれはすぐにやっておかないといけないということがあればですね、あれなんです、ただ逆に言いますと、ここまで来ていますので、しっかりとした調査を踏まえた上で対策工に入っていくのが一番有効だろうと思うんです。というのは、緊急に応急的にやるよりも、本格的にやる段階に来ているだろうと思いますので、一度、委員会の先生にもお聞きはしてみますが、今のところ、ある意味では安定はしているということはあるだろうと思いますので、ですから、中途半端ないじり方をしますと、余計にリスクが大きいということがありますので、そこら辺は、数値なども先生方にもう一回見ていただこう、そんなふうに思っています。それと年度が22年度で調査が終わるように図上でなっているのは、あくまで予算がですね、今年度の予算なものですから、我々も議会では今年度の予算として認めていただいているものですので、それを超えたような表を作れないものですから、こうなっているだけで、やっぱりしっかりとした調査が進まない限りはできませんので、その際には繰越をすとか、あるいは新年度にもう一回予算を取り直すとかですね、そういったことも当然考えないといけないだろうと思います。

住民：R D、3度ほどね、プラスチック火災を起こして埋め立てているのですけれど、県はその場所を把握しているはずなんです。図でいうとどこになります？

次長：また調べて次回にでも反映させます。

住民：第1処分場とね、第2処分場のいわゆる間に・・・、こういう情報が、情報というか、R Dが県に報告した、情報公開とか私は見ている。そして、時間も経ってききましたので、間の抜けたような質問かもしれませんが、冒頭にですね、部長がやはり国の援助を受けないことにはということで、特措法のことをだいぶんおっしゃいましたが、この特措法の基本方針をちょっと見てみますとですね、これはやはり、生活環境保全上の支障またはその生じるおそれの、それに対する除去。対策ですね。それに対する今度は調査をされるんですが、その調査の結果ですね、どの範囲を有害物と見て、生活環境保全上の支障になるのか、その辺を私ら知らされていないのですが、どうなんでしょうか。

次長：まあ、それは以前からも議論になっているところかと思いますが、まずは環境基準がございますので、それが物差しになるかなと思っております。ただ、それじゃあ、R Dでどういう対策するのかということにつきましてはですね、まあ、徐々に考えさせていただきたいなあとというふうに思っております。

部長：まあ、固定的にという訳じゃなくて、それはいろんな、

住民：先ほどからね、公定法で分析をやりますとか、いろんな分析の方に入っていますが、その結果、どういうデータが出て、それをどうするか、そのような基準があるんですか。生活環境保全上の支障というと、その範囲が広いと思うんです。

部長：それはまさにこれから、環境省と協議してですね、どこまでなら認めてもらえるかとか、そういった協議を、できるだけ不安を解消できるようにしないとけないですから。

次長：やっぱり我々としては、一定の基準を引いてですね、やっぱりなぜこの対策にするかという客観性というか、科学的なものを我々も証明せんと、国に言って納得してもらわないといけませんので、どこに線を引けば納得してもらえるのかというのは、これから詰めさせていただきたいなと思っています。

住民：最後のページの浸透水の地下水分析についてと書かれていますけれども、これで対象項目の中で、公定・・・、全量分析、それからこちらの方で全量分析で住民要望による方法。これはどういう意味なんですかね。住民要望による方法。こちらは公定法と書いていないんですけれども、われわれは公定法の方でやってくださいよということで、10年来言い続けてきて、守っていただいているのですけれども。これを見ていると、住民はえらいむちゃくちゃな、エゴなことを言っているなという内容ですけれども。これはどういうことですか。納得いきません。

主席参事：今からですね、「土壤汚染対策法に基づく調査および措置の技術的な手法の解説」という環境省から出ているマニュアルの一部を読み上げます。

住民：話は聞いていますので、手短かにお願いします。

主席参事：「試料を10分から30分程度静置した後、上澄み液をろ過して、その液を取る」となっていますけれども、ここで考えています公定法とは、静置した後、10分から30分程度静置したのちのものを分析にかける、これを公定法と考えています。全量分析の方の星印と書いておりますのは、静置をせずにそのままの状態で測るというものを皆様方からご要望いただいておりますので、星印の方に書いてあるということでございます。

住民：我々が要望しているのは、公定法ではないということですか。

主席参事：ええ。公定法ではないというふうに考えております。また、これについては、委員会の方でご説明いただければというふうに考えております。

住民：いやいや、公定法でないということを初めて聞いて、びっくりしていますけれど。じゃあ、県が今までずっとそれやってきたことは、公定法でないやり方でここまできたのですか。

主席参事：ええ、そういうふうなご要望を受けた形です。今ほど申しました環境省のマニュアルに書いていない方法でやってきたということです。

住民：それはマニュアルですよね。



主席参事：マニュアルです。

住民：規則とか、そういうきちんとしたものではないのです。

部長：いや、だからですね、今度の委員会でお諮りしたらいいだろうと思っておりますが、要は環境省は、こういうふうなやり方でやるのが良いですよと一方で示したものがあつたわけですね。けれども、住民の皆さん、それでは不安だということだからこそ、今までやってきたわけですね。そしたらそれが最終的にどうなんだということは委員会でこのお話もさせていただいたらいいと思います。

住民：県の対策委員会でも専門委員会でもやられているし、栗東市さんだって専門の委員さんがやられている。同じようなことを今まで10年来、ずっとやってきている。

部長：最初にそれをどのように判断されるかということ、また検討委員会の中でやっていただいたらいいと思います。

住民：判断するということは、最初からやれという思いが出てきますけれども、私も何度か担当者が代わるたびに資料を渡しています。公定法はJISの、でやりなさい。その採水方法はこうですよ。・・・も一緒にやりなさい。資料もきちんと渡していますし、環境省の方からいただいた資料、我々の問い合わせたことに対していただいた資料にもそういうことですよということをきちんとうたって、それもお渡ししています。今頃、なんてことを言うのですかという。

部長：最終的にですね、いずれにしろ環境省の方で、特措法に入れていただかなきゃいけないわけですので、それに入れていただくように調査させていただく。

住民：環境省は、それではだめだということを行っているわけですね。是非、それを環境省と話させてください。

部長：はい。

住民：そういう資料が来たら、環境省からこういう指導を受けたというのをちゃんと出してください。

部長：はい。

住民：資料というのは、環境省からのですよ。以前に環境省の方からいただいた資料もありますので、我々のやり方が正しいですよという。それとつきあわせますので。

部長：はい。

住民：それは、その都度、毎年毎年、担当者が代わるたびにやるんですよ。それで、一方的にお願いしているんじゃないんですよ。話し合っ、ずっと、環境省とも相談して来ているんですよ。

部長：わかりました。

司会：申し訳ございません。時間の方がまいりましたので。そうしましたら、話し合いの方、終わらせていただきたいと思います。皆様方、お疲れの所、遅くまで意見交換していただきましてありがとうございます。締めにあたりまして、正木部長の方からご挨拶申し上げます。

部長：長時間にわたりまして、ありがとうございます。今日は、細かな話もあったり、あるいは、私どもの資料が十分でなかった点もありまして、おしかりをいただいた訳なんです、是非私どもの方も話させていただいて、資料を精緻なものにしていきたいと思っております。次は10月30日という形になる訳なんです、それまでに、今日は、時間が2時間ということでございましたので、さらにこういうような、次の時も決してそんなに時間が十分あるわけではございませんので、もし何でしたら私どもの方に、先にご意見等いただければですね、また先生の方にお送りするということも可能だろうと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。今日は、どうも長時間ありがとうございました。

司会：ありがとうございました。

以上